

第1章 はじめに

1. 公共施設景観指針策定の目的

伊丹市は、現在の中心市街地である伊丹郷町に残る酒蔵や町家に象徴されるように、都市として長い歴史を持っています。

伊丹固有の歴史性、地域性、風土性のある良好な都市景観を形成するため、本市は昭和59年に伊丹市都市景観条例を施行し、これらの歴史的景観の保全に取り組んできました。

平成15年に国土交通省が発表した「美しい国づくり政策大綱」により、良好な景観の形成は国政上の重要課題として位置づけられ、平成16年に「景観法」を柱とする「景観緑三法」が制定されました。これにより、基礎的自治体である市町村においても景観行政団体となることにより、その地域特性に応じた景観計画を定めることが出来るようになり、法に基づき独自の景観施策を実施する法整備が整いました。

本市は兵庫県的一般市でいち早く景観行政団体へ移行し、平成18年に伊丹市景観計画を策定しました。これにより、歴史的景観の保全にあわせ、市街地開発により新たに創られた景観の形成、河川や公園など水と緑の景観の保全などに積極的に取り組み、より充実した「伊丹らしさ」を感じることができる景観づくりに取り組んでいます。

国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」に基づき、平成23年に景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」を策定し、その策定主旨において、公共施設等の景観形成は事業実施の際に原則として重視すべき要素として扱うことが求められました。公共施設は長期間にわたって存在し続けるものが多く、また不特定多数の人の目に触れる機会が多いため、周囲の景観に大きな影響を与えます。そのため、公共施設について良好な景観の形成を図ることは、本市の魅力向上に大きく貢献します。

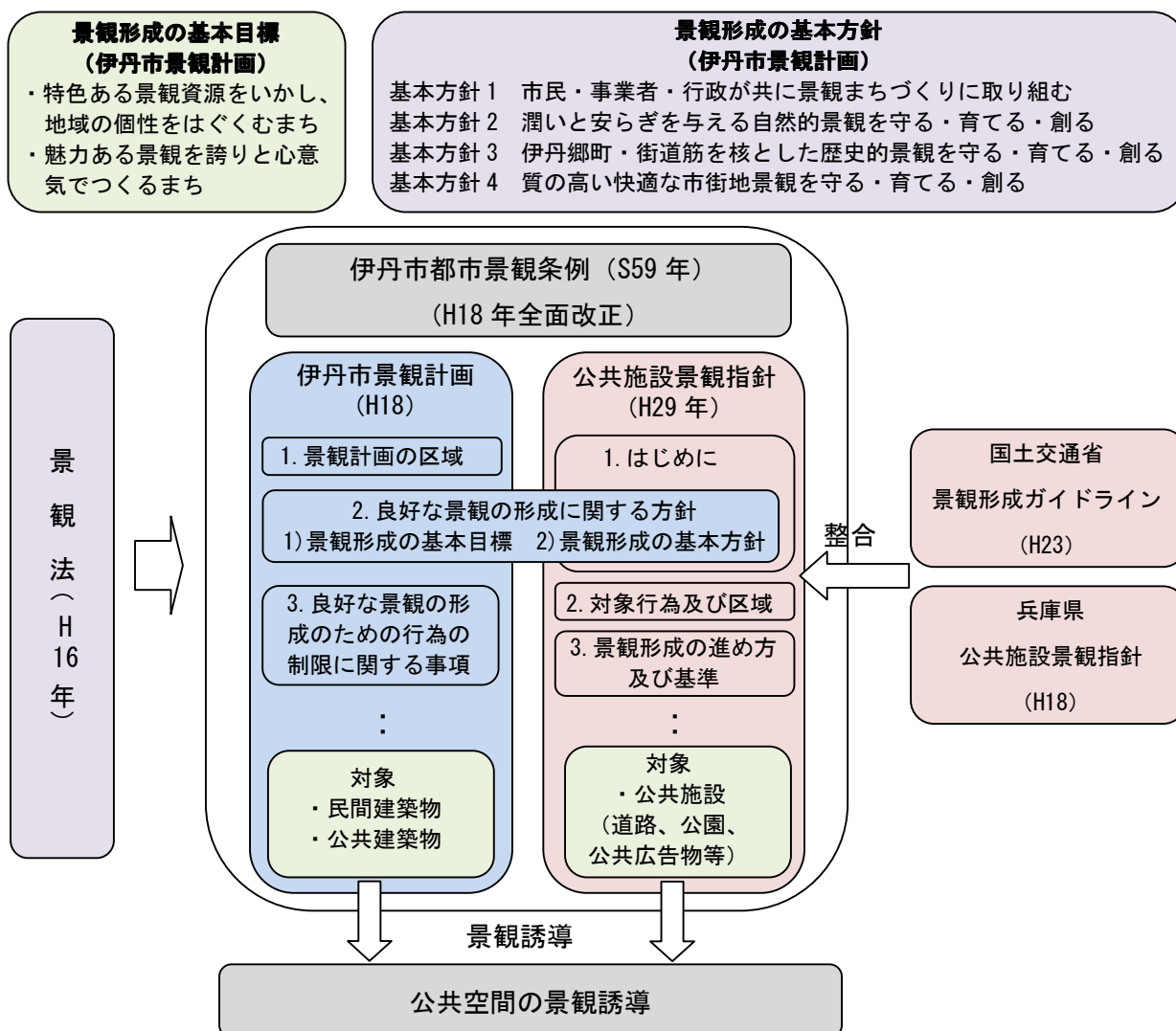
少子高齢化などの社会情勢の変化により市民生活のニーズが多様化する中、都市部では土地利用の高度化が進み、市町村においてはより暮らしやすい環境が整ったまちづくりを行うことが求められます。これらのニーズに応えるためには、安全性や経済性よりも景観の形成を優先にするのではなく、また逆に軽視するわけでもなく、景観の形成を事業実施における検討すべき基本的な要素として位置づけ、様々な検討すべき要素とバランスをとりながら事業を実施することが重要です。

本市がこれまで蓄積してきた景観に関するガイドライン等の考え方を受け継ぎ、また、今後求められる都市像に対応するため、新たな公共施設の整備に関する景観形成の指針を策定し、より魅力的な「伊丹らしさ」を感じる景観づくりを推進することを、本指針の目的とします。

2. 公共施設景観指針の位置づけ

本指針は、景観計画と一体になって公共空間の景観誘導をするものであり、景観形成の基本目標及び基本方針は景観計画に定める「景観形成の基本目標及び基本方針」と共通しています。

また、本指針は公共施設が景観形成における先導的な役割を果たすため、市をはじめとする国や兵庫県が実施する公共施設の整備に関する景観形成の指針です。



伊丹市都市景観条例 (抜粋)

第6章 公共施設景観指針 (公共施設景観指針)

第34条 市長は、公共施設の整備に関する事業（以下「公共施設整備事業」という。）に関し、良好な都市景観の形成を図るための指針（以下「公共施設景観指針」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、公共施設整備事業を行おうとするときは、当該公共施設整備事業を公共施設景観指針に適合させるよう努めなければならない。
- 3 市長は、市内において行われる公共施設整備事業について、良好な都市景観の形成を図るために必要と認めるときは、当該公共施設整備事業を行おうとする者に対し、当該公共施設整備事業を公共施設景観指針に適合させるよう協力を求めることができる。

3. 実施主体

主として、市内で公共施設の整備に関する事業を実施する市、県、国及び民間事業者で公共施設の整備に関する事業に携わるものを対象とします。

4. 本指針における用語の定義

○公共施設

景観法（平成16年6月法律第110号）第7条第4項に掲げる公共施設（道路、公園、河川、広場等）及び公共広告物をいう（市役所などの公共建築物は含まれない）。

○景観条例

伊丹市都市景観条例（平成18年9月伊丹市条例第41号）をいう。

○景観計画

伊丹市景観計画（景観法第8条に基づくもの）をいう。

○都市景観形成道路地区

伊丹市景観計画で定める重点的に景観形成を図る区域のうち、「旧大坂道都市景観形成道路地区」、「北少路村都市景観形成道路地区」、「旧西国街道都市景観形成道路地区」、「多田街道都市景観形成道路地区」、「伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区」に指定された区域をいう。

○公共広告物

国、地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等をいう。

○中心市街地

伊丹市中心市街地活性化基本計画に掲げる中心市街地の区域をいう（P21参照）。

○2軸の道路

中心市街地活性化基本計画に掲げる、4極（東西南北の4つの商業核）を相互に結ぶ2軸（東—西、南—北の2本の歩行者動線）の道路をいう（P21参照）。